

中国・四国学校保健学会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、中国・四国学校保健学会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、理事会の定めるところにおく。

第2章 目的と事業

- 第3条 本会は、学校保健に関する研究と会員相互の研究上の連絡を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 年次の学会（中国・四国学校保健学会と呼ぶ）及び年次総会の開催。
 2. 機関誌「教育保健研究」、その他の出版物の編集刊行。
 3. 共同研究を目的とする委員会の設置。
 4. 関係学会との協力。
 5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

- 第5条 本会の目的に賛同する者は、会員になることができる。
- 第6条 会員は、本会に入会を申し込んだ者で、入会金1,000円、年会費1,000円を納入した者とする。
ただし、会費を2年間納入しなかった会員はその資格を失う。
- 第7条 会員は、本会が営む事業に参加することができる。また、総会での議決権を持つことができる。

第4章 組織と運営

- 第8条 本会の事業を運営するため次の役員をおく。
1. 理事長 1名
 2. 理事 若干名（各県少なくとも1名以上とする。）
 3. 監事 2名
 4. 事務局長 1名
 5. 年次学会長
- 第9条 役員を選任については、次の各号による。
1. 理事は、会員の互選により選出する。
 2. 理事のうち1名を理事長とし、理事の互選により選出する。
 3. 事務局長は、理事長が指名する。
 4. 監事は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 5. 年次学会長は、年次学会及び総会の開催県の会員のうちから、理事会が推薦し、総会の承認を受けて決定する。
- 第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。
- 第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する重要な事項を審議決定する。総会は、本会の最高決議機関とする。

- 第12条 理事会は第2章に定める事業の執行にあたる。
- 第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を召集する。理事長に事故あるときは、理事会の推薦により理事の1人がその職務を代行する。
- 第14条 監事は、本会の会計を監査する。
- 第15条 年次学会長は、年次学会及び総会の開催に必要な事務を行い、任期中は必要に応じて理事会に出席する。
- 第16条 年次学会長を除く役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会計

- 第17条 本会の経費は、入会金、年会費、及び、その他の収入によって支弁する。
- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。予算及び決算は、総会において承認されなければならない。

雑則

- 第19条 本会会則は、総会の承認を得なければこれを変更することができない。

附則

本会則は、昭和45年7月5日より施行する。

附則

本会則は、平成10年6月28日より施行する。

附則

本会則は、平成19年6月24日より施行する。